

○仙台市空家等の適切な管理に関する条例等の施行に関する規則

平成二六年三月二七日

仙台市規則第三三号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市空き家等の適正管理に関する条例（平成二十五年仙台市条例第五十七号。以下「条例」という。）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二七、五・改正)

(身分証明書)

第二条 法第九条第四項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

(平二七、五・改正)

(公表)

第三条 条例第六条第一項の規定による公表は、市役所の掲示場への掲示、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平二七、五・改正)

(実施細目)

第四条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平二七、五・改正）

この規則は、平成二十七年五月二十六日から施行する。

附 則（平三一、三・改正）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令五、一二・改正)

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表面)

第 号	立入調査員書
所 属	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	仙台市長 印

5.5 センチメートル

8.5 センチメートル

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式（第二条関係）

（平二七、五・全改、平三一、三・改正・令五、一二・改正）